# **News Release**



# 株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency,Ltd.

22-I-0093 2023 年 3 月 24 日

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

# 国際復興開発銀行 (証券コード: -)

#### 【据置】

長期発行体格付A A A格付の見通し安定的債券格付A A A

#### ■格付事由

- (1) 国際復興開発銀行 (IBRD) は世界最大規模の国際開発銀行 (MDB) であり、世界銀行グループ (WBG) の中心的機関。格付は、当行の業務に対する加盟国からの強い支援、堅固な資本基盤、保守的なリスク管理に基づく健全な財務内容、優先債権者としての地位の享受を主に評価している。同時多発的に発生したパンデミック、ロシアによるウクライナ侵攻、食料・エネルギー価格高騰、気候変動の影響などを受け、加盟国への支援を拡大している。進展中の増資によるリスク許容度の向上や保守的な運営により、良好な財務内容を維持しつつ、支援を拡充していくと JCR はみている。
- (2) 1944年にアメリカ合衆国の首都ワシントン D.C.に設立。加盟国は 189 ヵ国。WBG は、IBRD、国際開発協会 (IDA)、国際金融公社 (IFC)、多数国間投資保証機関 (MIGA)、および投資紛争解決国際センター (ICSID) から構成される。WBG は、極度の貧困の撲滅と繁栄の共有を二大目標に掲げ、加盟国の持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて積極的に支援している。当行は、低中所得国を対象として、持続可能性や環境・社会・ガバナンス (ESG) に与える影響等に配慮した貸出を行っている。
- (3) 加盟国から当行に対し継続的に強い支援が寄せられている。18 年 10 月に承認された増資計画(増資引受期間中に払込資本が75 億米ドル、請求払資本が526 億米ドル、各々増加する予定)により、23/6 期上半期末時点の払込資本は212 億米ドル、請求払資本は2,917 億米ドルとなった。18 年 10 月末からの払込資本の累計増加額は23/6 期上半期末時点で47 億米ドル、予定額の約63%に相当する。株主は23 年 10 月までいつでも株式を引き受けることが可能であるが、関連する承認を得た後、さらに2年間延長することができる。23/6 期上半期末時点で払込資本は応募済資本の約7%にとどまり、残りの約93%は請求払資本である。しかし、請求払資本の約6割を相対的に信用力の高い先進国が占めており、必要な場合には追加的な払い込みを求め、債券保有者への債務返済に充てることが可能である。
- (4) 23/6 期上半期末時点の総貸付残高(引当金控除後)は2,367億米ドルに上った。資本にかかる内部ルールの重要指標である自己資本対貸付比率は同時点で21.6%と、定められた下限値20%を上回っている。貸付残高上位5ヵ国はインドネシア、インド、ブラジル、中国、メキシコで、貸付残高全体の約36%と、他のMDBと比べて集中度は低い。当行の貸付資産の質は、貸付が中所得国や信用力の高い低所得国の加盟国政府向けまたはこれら政府による保証付きに限られることもあり、良好な水準に維持されている。23/6期上半期末時点の不良債権比率は0.6%と低水準である。他のMDBと同様に借入国から優先債権者としての地位を享受しており、債権の償却を行ったことは設立以来一度もない。
- (5) 設立協定、政策ガイドラインが定める貸付、資本、資金調達、流動性などに関する厳格な運営基準を設けており、これらに基づく財務指標を引き続き充足している。また、他の MDB と同様、収益を最大化することを目的とせず、財務の健全性を維持し、開発業務を継続するために十分な収入を確保することを財務目標としている。当行は長期にわたりプラスの分配可能利益を計上し続けており、22/6 期の分配可能純利益は806百万米ドルであった。

(担当) 杉浦 輝一・山本 さくら



#### ■格付対象

### 発行体:国際復興開発銀行(The International Bank for Reconstruction and Development)

格付

#### 【据置】

長期発行体格付	AAA	安定的			
対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
ユーロ円逆二通貨債	200 億円	1996年6月19日	2029年6月19日	(注)	AAA

見通し

発行体が利払通貨を選択可能。日本円の場合 1,010,000,000 円、ユーロの場合 7,974,733.52 ユーロ、米ドルの 場合 9,320,782.58 米ドル。

#### 格付提供方針等に基づくその他開示事項

- 1. 信用格付を付与した年月日: 2023 年3月20日
- 2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者:杉浦 輝一 主任格付アナリスト:杉浦 輝-
- 3. 評価の前提・等級基準:

評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「格付関連情報」に「信用格付の種 類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。

4. 信用格付の付与にかかる方法の概要:

対象

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「格付関連情報」に、 「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。

5. 格付関係者:

(発行体・債務者等) 国際復興開発銀行 (The International Bank for Reconstruction and Development)

6. 本件信用格付の前提・意義・限界:

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の 程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではな い。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項 は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、 本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手した ものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

- 7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者:
  - 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
- 8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要:

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独 立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当 該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。

9. 格付関係者による関与:

本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。

10.JCR に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置: なし

## ■留意事項

|留意事項 本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、または 
その他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果には 
確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の正確性、結果、的 
該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭 
的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいか 
人を問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事 
実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもあり 
ません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手 
教料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書 
の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/en/)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社日本格付研究所

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル